

平成27年度に実施した政策（政策手段一覧）

政策手段一覧（政策分野名：7. 担い手への農地集積・集約化と農地の確保）

No	政策手段 (開始年度)	上段：予算の状況＜減収見込額＞ 下段：(執行額)/(＜減収額＞)(百万円)			関連する 指標	政策手段の概要・実績	平成28年度 行政事業 レビューシート 事業番号
		H25年度	H26年度	H27年度			
(1)	農業振興地域の整備に関する法律 (昭和44年)	-	-	-	(1)-①-(ア) (1)-①-(イ) (2)-①-(ア) (3)-①-(ア)	国の農地確保に関する基本指針、都道府県の基本方針等の変更を中心として、優良農地の確保と農業振興施策の計画的な推進を図るもの。 【(1)-①との関連】 農業振興地域の整備に関する法律第8条に基づく、市町村が定める農業振興地域整備計画では「農業経営の規模の拡大及び農用地等又は農用地等とすることが適当な土地の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進のためのこれらの土地に関する権利の取得の円滑化その他農業上の利用の調整に関する事項」を定めることとしており、この方向性に即して各種施策が実施されることとなるため、担い手への農地集積・集約化の推進に寄与した。 【(2)-①との関連】 農用地区域内の荒廃農地の再生を図り、荒廃農地対策の推進に寄与した。 【(3)-①との関連】 農業振興地域の整備に関する法律に基づき、農林水産大臣が定める「農用地等の確保等に関する基本指針」における確保すべき農用地区域内農地の面積目標を達成するために、農業振興地域制度等の適切な運用を推進し、優良農地の確保と有効利用の取組の推進に寄与した。	-

No	政策手段 (開始年度)	上段:予算の状況<減収見込額> 下段:(執行額)/(＜減収額＞)(百万円)			関連する 指標	政策手段の概要・実績	平成28年度 行政事業 レビューシート 事業番号
		H25年度	H26年度	H27年度			
(2)	農地法 (昭和27年)	-	-	-	(1)-①-(ア) (2)-①-(ア) (3)-①-(ア)	農地を農地以外のものにすることを規制するとともに、農地を効率的に利用する耕作者による地域との調和に配慮した農地についての権利の取得を促進し、及び農地の利用関係を調整し、並びに農地の農業上の利用を確保するための措置。 【(1)-①との関連】 一定の要件の下で、農業生産法人以外の法人が農地を賃借することにより、担い手への農地集積・集約化の推進に寄与した。 【(2)-①との関連】 遊休農地及び耕作放棄される恐れのある農地の所有者等に対して、農業委員会が利用意向調査を実施し、当該農地を農地中間管理機構に貸し付ける方向に誘導することにより、荒廃農地の発生防止・解消等に寄与した。 【(3)-①との関連】 農用地区域内の農地等の優良農地は原則として転用許可を認めないこととする一方、市街地にある農地等においては原則許可を認めることにより、転用を市街地にある農地等に誘導することで、農用地区域内の農地等の確保に資する仕組みとし、計画的な土地利用の推進と転用規制の厳格化に寄与した。	-
(3)	農業委員会等に関する法律 (昭和26年)	-	-	-	(1)-①-(ア) (2)-①-(ア)	耕作放棄地所有者に対する指導等の法令業務や農地のあつせん活動等の業務を実施する農業委員会の組織運営について規定。 【(1)-①との関連】 農業委員会が農地のあつせん活動を実施することにより、担い手への農地集積・集約化の推進に寄与した。 【(2)-①との関連】 農業委員会が遊休農地及び耕作放棄される恐れのある農地の所有者等に対して利用意向調査を実施し、当該農地を中間管理機構に貸付ける方向に誘導することにより、耕作放棄地対策の推進に寄与した。	-
(4)	農業経営基盤強化促進法 (昭和55年)	-	-	-	(1)-①-(ア)	農地の利用集積を円滑に実施するため、利用権設定等促進事業、農地利用集積円滑化事業、農用地利用改善事業等を措置することにより、担い手への農地集積・集約化の推進に寄与した。	-

No	政策手段 (開始年度)	上段: 予算の状況<減収見込額> 下段: (執行額)/(＜減収額＞)(百万円)			関連する 指標	政策手段の概要・実績	平成28年度 行政事業 レビューシート 事業番号
		H25年度	H26年度	H27年度			
(5)	農地中間管理事業の推進に関する法律 (平成26年度)	-	-	-	(1)-①-(ア)	都道府県段階に公的な農地の中間的受け皿である農地中間管理機構を整備し、機構が農地を借り受け、担い手の規模拡大や農地の集約化の意向に配慮して転貸することで、担い手への農地の集積・集約化の推進に寄与した。	-
(6)	農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律 (平成19年)	-	-	-	(1)-①-(イ) (2)-①-(ア) (3)-①-(ア)	農山漁村における定住等及び農山漁村と都市との地域間交流を促進するため、生産基盤及び施設、生活環境施設、地域間交流のための施設の整備を促進し、農山漁村の活性化に資する。 【(1)-①との関連】 農山漁村の活性化に関する計画に基づく地域独自の新たな取組が進展することにより、担い手への農地集積・集約化の推進に寄与した。 【(2)-①との関連】 農山漁村の活性化に関する計画に基づく地域独自の新たな取組が進展することにより、荒廃農地の発生防止・解消等に寄与した。 【(3)-①との関連】 農山漁村の活性化に関する計画に基づく地域独自の新たな取組が進展することにより、計画的な土地利用の推進に寄与した。	-
(7)	土地改良法 (昭和24年)	-	-	-	(1)-①-(イ) (2)-①-(ア)	農業生産基盤の整備及び開発を図り、農業の生産性の向上、農業構造の改善に資する。 【(1)-①との関連】 本法に基づき、生産基盤の整備と一体的に行う換地や利用権設定により、農地の流動化が図られることから、担い手への農地集積・集約化に寄与した。 【(2)-①との関連】 本法に基づき、耕作放棄地を含む農地の基盤整備と一体的に行う換地や利用権設定により、荒廃農地の解消に寄与した。	-
(8)	集落地域整備法 (昭和62年)	-	-	-	(3)-①-(ア)	良好な営農条件及び居住環境の確保を図ることが必要な集落地域について、その地域の振興と秩序ある整備を推進。 農業の生産条件と都市環境との調和のとれた地域の整備を推進することにより、計画的な土地利用の推進に寄与した。	-

No	政策手段 (開始年度)	上段:予算の状況<減収見込額> 下段:(執行額)/(＜減収額＞)(百万円)			関連する 指標	政策手段の概要・実績	平成28年度 行政事業 レビューシート 事業番号
		H25年度	H26年度	H27年度			
(9)	地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律 (平成4年)	-	-	-	(3)-①-(ア)	地方拠点都市地域について、都市機能の増進及び居住環境の向上等の一体的な整備の促進並びに当該地域への産業業務施設の移転の促進に際し、農山漁村の整備の促進等に配慮。 産業業務施設等の整備に必要な用地について、優良農地の確保等農林漁業の健全な発展との調和に配慮しつつ、農業上の土地利用との調整を行うことにより、計画的な土地利用の推進に寄与した。	-
(10)	農地調整費交付金 (昭和21年度) (主)	93 (72)	82 (56)	76 (56)	(1)-①-(ア)	優良農地を確保し、農地の効率的な利用を図るため、都道府県が行う農地の利用関係の調査・調整等に要する経費について支援することにより、担い手への農地集積・集約化の推進に寄与した。	0096
(11)	都道府県農業委員会ネットワーク 機構負担金 (昭和29年度) (主)	477 (474)	528 (527)	519 (518)	(1)-①-(ア)	都道府県農業会議が農地法等の法令に基づく業務を処理するために必要な経費を負担することにより、担い手への農地集積・集約化の推進に寄与した。	0097
(12)	農業委員会交付金 (昭和60年度) (主)	4,728 (4,723)	4,718 (4,718)	4,718 (4,715)	(1)-①-(ア)	農業委員会が農地法等の法令に基づく業務を処理するために必要な経費を交付することにより、担い手への農地集積・集約化の推進に寄与した。	0098
(13)	全国農業会議所事業 (平成18年度) (主)	11 (11)	10 (10)	10 (10)	(1)-①-(ア)	全国農業会議所が農業委員会の資質向上のための研修会等を実施するために必要な経費を補助することにより、担い手への農地集積・集約化の推進に寄与した。	0099
(14)	農地中間管理機構による集積・集約化活動 (平成25年度) (主)	40,025 (40,025)	50,479 (44,307)	19,000 (16,273)	(1)-①-(ア)	農地中間管理機構が地域内の分散・錯綜する農地を借り受け、担い手がまとまりのある形で農地を利用できるよう貸し付けることで、担い手への農地集積・集約化の推進に寄与した。	0100

No	政策手段 (開始年度)	上段:予算の状況<減収見込額> 下段:(執行額)/(＜減収額＞)(百万円)			関連する 指標	政策手段の概要・実績	平成28年度 行政事業 レビューシート 事業番号
		H25年度	H26年度	H27年度			
(15)	国有農地等管理处分事業 (平成26年度) (主)	-	5,123 (2,222)	3,638 (2,059)	(1)-①-(ア)	農地の利用関係の調整のため、国が行う農地等の買収、国又は都道府県が行う農地等の管理及び国が行う農地等を効率的に利用して農業を行う者などへの売払いに関する事務経費。 国が農地等を買収・管理・処分し、農地の利用関係を調整することにより、担い手への農地集積・集約化の推進に寄与した。	0101
(16)	農山漁村活性化プロジェクト支援 交付金 (平成19年度) (関連:27-3、8、14、15、16、17、 18、19、22)	11,763 の内数 (10,920 の内数)	8,798 の内数 (8,474 の内数)	7,670 の内数 (7,486 の内数)	(1)-①-(イ) (2)-①-(ア) (3)-①-(ア)	農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律に基づき市町村等が作成した定住・交流促進のための農山漁村の活性化に関する計画の実現に必要な生産基盤及び施設、生活環境施設、地域間交流拠点の整備等の取組を総合的に支援。 【(1)-①との関連】 本交付金において、農地の高度利用のための生産基盤の総合的・一体的な整備を支援するものであり、同時に行う換地や利用権設定により農地流動化を図り、目標である担い手への農地集積・集約化の推進に寄与した。 【(2)-①との関連】 本交付金において、生産基盤の総合的・一体的な整備や農村地域が一体となって取り組む遊休農地の土地条件、荒廃状況等の実態調査、遊休農地解消のための地域の合意形成及び土地条件整備等を支援するものであり、農用地区域内における荒廃農地の解消に寄与した。 【(3)-①との関連】 本交付金において、農地の高度利用等のための生産基盤の総合的・一体的な整備を支援することにより、農用地区域への編入促進や除外の抑制を図るなどの計画的な土地利用の推進等により農用地区域内農地面積の確保に寄与した。	0102
(17)	農地の整備(直轄) (昭和24年度) (関連:27-8)	2,347 (2,047)	1,979 (1,300)	1,422 (1,396)	(1)-①-(イ) (2)-①-(ア)	広範な農地の排水対策や大区画化、農業水利施設の整備等の農業生産基盤の整備を行う。 【(1)-①との関連】 農業生産基盤の整備と一体的に行う換地や利用権設定により、農地の流動化が図られることから、担い手への農地集積・集約化の推進に寄与した。 【(2)-①との関連】 荒廃農地を含む農地の基盤整備と一体的に行う換地や利用権設定により、荒廃農地の解消に寄与した。	0110

No	政策手段 (開始年度)	上段:予算の状況<減収見込額> 下段:(執行額)/(＜減収額＞)(百万円)			関連する 指標	政策手段の概要・実績	平成28年度 行政事業 レビューシート 事業番号
		H25年度	H26年度	H27年度			
(18)	農山漁村地域整備交付金 (平成22年度) (関連:27-8、12、14、17、22)	190,443 の内数 (141,305 の内数)	125,722 の内数 (125,436 の内数)	102,624 の内数 (102,481 の内数)	(1)-①-(イ)	自治体が農山漁村地域ニーズにあった計画を自ら策定し、農山漁村地域の防災力の向上、農林水産業の基盤整備の推進を交付金により支援。 本交付金の事業内容において、農地の大区画化や排水対策、農業水利施設の整備等を一体的に推進するとともに、農地集積による大規模な経営体の育成を推進し、農業生産基盤の整備と一体的に農地集積が進展することから、担い手への農地集積・集約化の推進に寄与した。	0105
(19)	農家負担金軽減支援対策事業 (平成21年度) (主)	6,254 (6,243)	6,254 (5,358)	6,254 (4,340)	(1)-①-(イ)	土地改良事業の円滑な推進を図るため、事業を契機とした意欲と能力のある経営体の農地集積等に取り組む地域に対し、農家の負担金の軽減と計画償還の一層の推進を支援。 一定以上の農用地の利用集積を図る地域や土地改良事業の負担金の償還が困難な土地改良地区を対象に、無利子貸付や利子助成を行うことにより、土地改良事業実施地区における負担金を軽減することとあわせて、担い手への農地集積・集約化の推進に寄与した。	0103
(20)	農業競争力強化基盤整備事業 (平成24年度) (関連:27-8)	71,177 (66,518)	76,325 (75,629)	51,218 (51,091)	(1)-①-(イ)	農地の大区画化や排水対策、農業水利施設の整備等の一体的な推進や、畦畔除去等の簡易な農地整備、老朽化した農業水利施設の補修・更新など、地域の実情に応じたきめ細やかな整備の推進を支援。 農業生産基盤の整備と一体的に行う換地や利用権設定により、農地の流動化が図られることから、担い手への農地集積・集約化の推進に寄与した。	0115
(21)	農地耕作条件改善事業 (平成27年度) (主)	—	—	9,128 (9,116)	(1)-①-(イ)	農業の競争力強化に向けて、農地中間管理機構による担い手への農地の集積・集約化を加速するため、区画拡大や暗渠排水等の耕作条件の改善の機動的な推進を支援。 農業者の自力施工も活用した農地の区画拡大等の簡易な整備を実施することにより、地域の中心となる経営体への農地集積・集約化に寄与した。	0106
(22)	耕作放棄地再生利用緊急対策交付金 (平成21年度) (主)	403 (403)	233 (233)	408 (369)	(2)-①-(ア)	荒廃農地を再生利用する農業者等の取組を支援。 本交付金は、地方単独事業と効果的に協調することにより、地域の取組の中核的な役割を担う事業として荒廃農地の解消に寄与した。	0104

No	政策手段 (開始年度)	上段:予算の状況<減収見込額> 下段:(執行額)/(＜減収額＞)(百万円)			関連する 指標	政策手段の概要・実績	平成28年度 行政事業 レビューシート 事業番号
		H25年度	H26年度	H27年度			
(23)	中山間地域等担い手収益力向上 支援事業 (平成27年度) (主)	—	—	48 (48)	(1)-①-(ア)	中山間地域等において、その地域の特性に応じた担い手の収益力の向上を図り、新たに農地を借り受けて経営の規模拡大を図る担い手や、収益性の高い作物の導入を図る担い手等、意欲ある担い手の取組を支援。 収益力向上や経営規模拡大により、担い手への農地集積・集約化の推進に寄与した。	0107
(24)	特定住宅地造成事業等(農地中間 管理機構等への買い取り)のため に土地等を譲渡した場合の譲渡所 得の特別控除[所得税・法人税:租 税特別措置法第34条の2第2項第 25号、第65条の4第1項第25号、第 68条の75] (昭和42年度)	<1,509> (＜1,585＞)	<1,509> (＜1,362＞)	<1,428> (＜調査中＞)	(1)-①-(ア) (1)-①-(イ) (2)-①-(ア) (3)-①-(ア)	農用地区域内にある農用地が農業経営基盤強化促進法の協議に基づいて農地中間管理機構等に取り扱われる場合には、1,500万円までの譲渡所得について特別控除。 買入協議によって農地中間管理機構又は農地利用集積円滑化団体に農地を売り渡すこととなった農地所有者の譲渡所得の特別控除を行うことにより、農地中間管理機構等が優良農地を確保しやすくなることにより、それにより、担い手への農地集積・集約化の推進に寄与した。	—

No	政策手段 (開始年度)	上段:予算の状況<減収見込額> 下段:(執行額)/(＜減収額＞)(百万円)			関連する 指標	政策手段の概要・実績	平成28年度 行政事業 レビューシート 事業番号
		H25年度	H26年度	H27年度			
(25)	農地保有の合理化等のために農地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除[所得税・法人税:租税特別措置法第34条の3、第65条の5、第68条の76] (昭和45年度)	<15,730> (＜9,586＞)	<15,730> (＜8,357＞)	<10,096> (＜調査中＞)	(1)-①-(ア) (1)-①-(イ) (3)-①-(ア)	・農業振興地域の整備に関する法律に規定する農業委員会のあつせん等により農地等を譲渡した場合には、800万円までの譲渡所得について特別控除 ・農地中間管理機構等の行う農地売買等事業により、農用地区域内にある農地等又はこれらの土地の上に存する権利を譲渡した場合には、800万円までの譲渡所得について特別控除 ・個人が土地改良法による換地処分において、創設換地の用に供するための不換地・特別減歩により清算金を取得した場合には、800万円までの譲渡所得について特別控除等。 【(1)-①との関連】 ・農業経営基盤強化促進法等による譲渡に対して、その譲渡所得(譲渡利益)を軽減することにより、担い手への農地集積・集約化の推進に寄与した。 ・換地処分は地区全体で実施されるものであり、本措置が適用されることにより、対象地区全体の換地処分の円滑な実施が図られ、担い手への農地集積・集約化の推進に寄与した。 【(3)-①との関連】 農振法第8条に基づく、市町村が定める農業振興地域整備計画の達成に資するため、農振法第23条に規定する農業委員会のあつせん等を行うもの。 当該あつせん等において、土地の譲渡に伴う税の負担を軽減することにより、経営規模の拡大、優良農地の確保等に寄与した。	—
(26)	特定の事業用資産の買換え・交換の場合の課税の特例[所得税・法人税:租税特別措置法第37条、第37条の4、第65条の7、第65条の8、第65条の9、第68条の78、第68条の79、第68条の80] (昭和44年度)	<130> (＜192＞)	<130> (＜2,320＞)	<876> (＜調査中＞)	(1)-①-(ア) (1)-①-(イ)	農用地区域内の土地等を譲渡した者が、農業経営基盤強化促進法に規定する農用地利用集積計画により農用地区域内の土地等を取得する場合に、次のとおり課税 など ・収入金額が取得価額以下の場合には、収入金額の80%に相当する金額を超える部分に課税 ・収入金額が取得価額を超える場合には、取得価額の80%に相当する金額を超える部分に課税 農業経営基盤の強化等を図るために経営地を営農適地に移転しようとする場合について、新たな担税力が生じない事業用資産の買換え・交換に係る課税の繰延べを認めることで、買換資産の縮小や新たな資金の工面等を懸念することなく買換等に踏み切ることが可能とすることにより、担い手への農地集積・集約化の推進に寄与した。	—

No	政策手段 (開始年度)	上段:予算の状況<減収見込額> 下段:(執行額)/(＜減収額＞)(百万円)			関連する 指標	政策手段の概要・実績	平成28年度 行政事業 レビューシート 事業番号
		H25年度	H26年度	H27年度			
(27)	農地等を贈与した場合の贈与税の 納税猶予[贈与税:租税特別措置 法第70条の4] (昭和39年度)	<1,906> (＜772＞)	<1,906> (＜593＞)	<638> (＜調査中＞)	(1)-①-(ア)	農業を営む個人が、その推定相続人のうちの1人に一括して農地の全部等を贈与した場合には、一定の要件のもと、その年分の贈与税額のうち農地等の価額に対応する部分の税額が猶予され、贈与者又は受贈者のいずれかが死亡したときに免除される。 農地の生前一括贈与を政策的に誘導することは、当該贈与を通じた農業経営の承継が早期に実現し、農業後継者の確保・育成に資することとなるとともに、民法の均分相続による農地の細分化を確実に防止することが可能となり、このことにより、担い手への農地集積・集約化の推進に寄与した。	—
(28)	贈与税の納税猶予を適用している 場合の特定貸付けの特例[相続税・ 贈与税:租税特別措置法第70条の 4の2] (平成24年度)	<1,906 の内数> (＜772 の内数>)	<1,906 の内数> (＜593 の内数>)	<638 の内数> (＜調査中＞)	(1)-①-(ア)	贈与税の納税猶予の適用を受けている推定相続人が、当該納税猶予の適用を受けている市街化区域以外の農地等について農業経営基盤強化促進法又は農地中間管理事業の推進に関する法律に基づき貸し付けた場合には、その貸付はなかったものとみなし、納税猶予を継続する。 贈与税の納税猶予の適用対象農地について、農業経営基盤強化促進法等に基づく貸付けを行った場合についても当該猶予が適用されることにより、担い手への農地集積・集約化の推進に寄与した。	—
(29)	農地等についての相続税の納税猶 予等[相続税:租税特別措置法第 70条の6] (昭和50年度)	<56,179> (＜47,623＞)	<56,179> (＜44,086＞)	<48,420> (＜調査中＞)	(1)-①-(ア)	相続人が、農業を営んでいた被相続人から相続又は遺贈により農地等を取得して農業を営む場合には、相続税額のうち当該農地等の価額の農業投資価格を超える部分については、一定の要件のもと納税が猶予される。 相続によって農地の所有者が変わっても農地としての利用が永続的に確保される仕組みを講じることにより、担い手への農地集積・集約化の推進に寄与した。	—
(30)	相続税の納税猶予を適用している 場合の特定貸付けの特例[相続 税:租税特別措置法第70条の6の 2] (平成21年度)	<56,179 の内数> (＜47,623 の内数>)	<56,179 の内数> (＜44,086 の内数>)	<48,420 の内数> (＜調査中＞)	(1)-①-(ア)	相続税の納税猶予の適用を受けている農業相続人が、当納税猶予の適用を受けている市街化区域以外の農地について農業経営基盤強化促進法又は農地中間事業の推進に関する法律に基づき貸し付けた場合には、その貸付けはなかったものとみなし、納税猶予を継続する。 相続税の納税猶予の適用対象農地について、農業経営基盤強化促進法等に基づく貸付けを行った場合についても当該猶予が適用されることにより、農業経営基盤の強化を計画的に促進するために市町村が定めた基本構想に即した農地の利用集積を円滑に促進することが可能になることから、担い手への農地集積・集約化の推進に寄与した。	—

No	政策手段 (開始年度)	上段:予算の状況<減収見込額> 下段:(執行額)/(＜減収額＞)(百万円)			関連する 指標	政策手段の概要・実績	平成28年度 行政事業 レビューシート 事業番号
		H25年度	H26年度	H27年度			
(31)	特定貸付けを行った農地又は採草放牧地についての相続税の課税の特例[相続税:租税特別措置法第70条の6の3] (平成21年度)	<56,179 の内数> (＜47,623 の内数>)	<56,179 の内数> (＜44,086 の内数>)	<48,420 の内数> (＜調査中＞)	(1)-①-(ア)	農業経営基盤強化促進法等に基づき貸し付けられた農地等を相続等した場合には、その農地等は被相続人がその死亡の日まで農業の用に供していたものとみなし、相続税の納税猶予の適用対象とする。 相続税の納税猶予の適用対象農地について、現に農業経営基盤強化促進法等に基づく貸付けが行われ、又は相続に伴い当該貸付が行われた場合についても当該猶予が適用されることにより、農業経営基盤の強化を計画的に促進するために市町村が定めた基本構想に即した農地の利用集積を円滑に促進することが可能となることから、担い手への農地集積・集約化の推進に寄与した。	—
(32)	利用権設定等促進事業により農用地等を取得した場合の所有権の移転登記の税率の軽減[登録免許税:租税特別措置法第77条] (昭和56年度)	<59> (＜64>)	<59> (＜67>)	<62> (＜調査中＞)	(1)-①-(ア)	利用権設定等促進事業により農用地等を取得した場合の所有権の移転登記の税率の軽減(20/1,000→8/1,000)。 意欲ある多様な農業者への農地の利用集積を誘導する利用権設定等促進事業による譲渡に対して、登録免許税を軽減することにより、担い手への農地集積・集約化の推進に寄与した。	—
(33)	農地中間管理機構が農用地等を取得した場合の所有権の移転登記の税率の軽減[登録免許税:租税特別措置法第77条の2] (平成26年度)	—	<17> (＜26>)	<26> (＜調査中＞)	(1)-①-(ア)	農地中間管理機構が農地売買等事業により農用地区域内の農用地等を取得した場合の所有権の移転登記の税率の軽減(20/1,000→10/1,000)。 農地中間管理機構が農地を取得する際のインセンティブ措置を講じることにより、機構を介した所有権移転による担い手への農地集積・集約化の推進に寄与した。	—
(34)	農地中間管理事業等に係る農地の取得に対して課する不動産取得税の納税義務の免除等[不動産取得税:地方税法第73条の27の5] (昭和46年度)	<30> (＜19>)	<30> (＜16>)	<13> (＜調査中＞)	(1)-①-(ア)	農地中間管理機構又は農地利用集積円滑化団体が農用地区域内の農地等又は開発して農地とすることが適当な土地を取得し、5年以内(5年以内に土地改良事業等が開始され、事業の完了の日が5年を超えるときは、その完了の日から1年以内)に売渡し又は交換したときは、納税義務を免除。 農地中間管理機構又は農地利用集積円滑化団体が農地を取得する際の不動産取得税の納税義務を免除することによって、農地中間管理機構等が優良農地を確保しやすくなり、それにより、担い手への農地集積の推進に寄与した。	—

No	政策手段 (開始年度)	上段:予算の状況<減収見込額> 下段:(執行額)/(＜減収額＞)(百万円)			関連する 指標	政策手段の概要・実績	平成28年度 行政事業 レビューシート 事業番号
		H25年度	H26年度	H27年度			
(35)	農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画に基づき農用地区域内の土地を取得した場合の課税標準の特例[不動産取得税:地方税法附則第11条第1項](昭和56年度)	<57> (＜69＞)	<57> (＜69＞)	<68> (＜調査中＞)	(1)-①-(ア)	農用地区域内の土地を取得した場合には、取得価格の1/3相当額を控除(交換による取得の場合には、失った土地の価格又は取得価格の1/3相当額のいずれか多い額)。 地域の中心となる経営体への農地の利用集積を誘導する利用権設定等促進事業による譲渡に対して、不動産取得税を軽減することにより、担い手への農地集積・集約化の推進に寄与した。	—
(36)	贈与税納税猶予の適用農地等の取得に係る特例措置[不動産取得税:地方税法附則第12条](昭和41年度)	<18> (＜28＞)	<18> (＜28＞)	<32> (＜調査中＞)	(1)-①-(ア)	贈与税の納税猶予の適用者が取得した農地、採草放牧地及び準農地については、その徴収が猶予され、当該贈与者又は受贈者が死亡したときは、納税義務が免除される。 農地の生前一括贈与を政策的に誘導することは、当該贈与を通じた農業経営の承継が早期に実現し、農業後継者の確保・育成に資することとなるとともに、民法の均分相続による農地の細分化を確実に防止することが可能となり、このことにより、担い手への農地集積・集約化の推進に寄与した。	—
(37)	交換処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例[所得税・法人税:租税特別措置法第33条の2、第65条、第68条の72](昭和26年度)	<0> (＜0＞)	<0> (＜0＞)	<0> (＜調査中＞)	(1)-①-(イ) (3)-①-(ア)	個人又は法人の有する資産(棚卸資産を除く。)で、法令の規定に基づいて、強制的に交換処分等をした場合は、譲渡所得金額を必要経費算入又は損金算入。 【(1)-①との関連】 土地改良法による交換分合は地区全体で実施されるものであり、本措置が適用されることにより、対象地区全体の交換分合の円滑な実施が図られ、担い手への農地集積・集約化の推進に寄与した。 【(3)-①との関連】 当該課税特例は、農振法第13条の2第1項に基づく交換分合を実施した場合に措置されるもの。 当該課税特例において、市町村が定める交換分合計画に基づき、土地の権利の移転等を行う土地の所有者の負担を軽減することにより、当該土地の権利移転にかかる合意形成等が促進され、農業振興地域整備計画で定めた農用地区域内農地(優良農地)の確保と有効利用に寄与した。	—

No	政策手段 (開始年度)	上段:予算の状況<減収見込額> 下段:(執行額)/(＜減収額＞)(百万円)			関連する 指標	政策手段の概要・実績	平成28年度 行政事業 レビューシート 事業番号
		H25年度	H26年度	H27年度			
(38)	収用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除[所得税・法人税:租税特別措置法第33条の4、第65条の2、第68条の73] (昭和38年度)	<684> (＜603＞)	<603> (＜354＞)	<354> (＜調査中＞)	(1)-①-(イ) (3)-①-(ア)	個人又は法人の有する資産(棚卸資産を除く。)で、法令の規定に基づいて、強制的に譲渡又は換地をした場合、その譲渡所得金額から5,000万円を控除。 【(1)-①との関連】 土地改良法による換地処分又は交換分合は地区全体で実施されるものであり、本措置が適用されることにより、対象地区全体の換地処分や交換分合の円滑な実施が図られ、担い手への農地集積・集約化の推進に寄与した。 【(3)-①との関連】 当該課税特例は、農振法第13条の2第1項に基づく交換分合を実施した場合に措置されるもの。 当該課税特例において、市町村が定める交換分合計画に基づき、土地の権利の移転等を行う土地の所有者の負担を軽減することにより、当該土地の権利移転にかかる合意形成等が促進され、農業振興地域整備計画で定めた農用地区域内農地(優良農地)の確保と有効利用に寄与した。	—
(39)	収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例[所得税、法人税:租税特別措置法第33条、第64条、第68条の70] (昭和26年度)	<611> (＜456＞)	<456> (＜354＞)	<354> (＜調査中＞)	(1)-①-(イ)	個人又は法人の有する資産(棚卸資産を除く。)で、法令の規定に基づいて、強制的に譲渡をし、その譲渡代金でもって代替資産を取得した場合は、譲渡所得金額を必要経費算入又は損金算入。 換地処分は地区全体で実施されるものであり、本措置が適用されることにより、対象地区全体の換地処分の円滑な実施が図られ、担い手への農地集積・集約化の推進に寄与した。	—
(40)	換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例[所得税・法人税:租税特別措置法第33条の3、第65条、第68条の72] (昭和44年度)	<10,265> (＜6,386＞)	<6,386> (＜5,392＞)	<5,392> (＜調査中＞)	(1)-①-(イ)	個人の有する資産で、法令の規定に基づいて換地をし土地を取得した場合は、譲渡がなかったものとみなし、法人の有する資産で、法令の規定に基づいて換地等をし交換取得資産を取得した場合は、譲渡所得金額を損金算入。 換地処分又は交換分合は地区全体で実施されるものであり、本措置が適用されることにより、対象地区全体の換地処分や交換分合の円滑な実施が図られ、担い手への農地集積・集約化の推進に寄与した。	—

No	政策手段 (開始年度)	上段: 予算の状況<減収見込額> 下段: (執行額)/(＜減収額＞)(百万円)			関連する 指標	政策手段の概要・実績	平成28年度 行政事業 レビューシート 事業番号
		H25年度	H26年度	H27年度			
(41)	収用等に伴い特別勘定を設けた場合の課税の特例[法人税: 租税特別措置法第64条の2、第68条の71] (平成13年度)	<0> (＜0＞)	<0> (＜0＞)	<0> (＜調査中＞)	(1)-①-(イ)	法人の有する資産(棚卸資産を除く。)が、法令の規定に基づいて、強制的に収用等された場合、それに替わる代替資産をその収用等のあった日を含む事業年度に取得できなかったときに、その収用等に係る差益金相当額を特別勘定として繰り延べることを認め、代替資産を取得したときは圧縮記帳。 換地処分は地区全体で実施されるものであり、本措置が適用されることにより、対象地区全体の換地処分の円滑な実施が図られ、担い手への農地集積・集約化の推進に寄与した。	—
(42)	土地改良法の規定による換地計画に基づき創設農用地換地を取得した場合の課税標準の特例[不動産取得税: 地法附則第51条の2第3項] (平成14年度)	<0> (＜0＞)	<0> (＜0＞)	<0> (＜調査中＞)	(1)-①-(イ)	創設農用地換地を取得した場合には、取得価格の1/3相当額を控除(対象地域を東日本大震災の津波被災区域を含む地域の換地計画に基づき取得する創設農用地換地に限定。) 換地処分は地区全体で実施されるものであり、本措置が適用されることにより対象地区全体の換地処分の円滑な実施が図られ、担い手への農地集積・集約化の推進に寄与した。	—
(43)	特定の交換分合により土地等を取得した場合の譲渡所得の課税の特例[所得税・法人税: 租税特別措置法第37条の6、第65条の10、第68条の81] (昭和60年度)	<0> (＜0＞)	<0> (＜0＞)	<0> (＜0＞)	(3)-①-(ア)	個人又は法人の有する土地等で、一定の要件の下で交換・分合をした場合、その譲渡所得金額を必要経費算入又は損金算入。 当該課税特例は、農振法第13条の2第2項に基づく交換分合を実施した場合に措置されるもの。 当該課税特例において、市町村が定める交換分合計画に基づき、土地の権利の移転等を行う土地の所有者の負担を軽減することにより、当該土地の権利移転にかかる合意形成等が促進され、農業振興地域整備計画で定めた農用地区域内農地(優良農地)の確保と有効利用に寄与した。	—
(44)	農業振興地域の整備に関する法律の規定による交換分合により農業振興地域内にある土地を取得した場合の課税標準の特例[不動産取得税: 地方税法第73条の14] (昭和50年度)	<0> (＜0＞)	<0> (＜0＞)	<0> (＜0＞)	(3)-①-(ア)	農振法に基づく、交換分合により土地を取得した場合には、失った土地の価格又は取得価格の1/3相当額のいずれか多い額を土地の価格から控除。 当該課税特例は、農振法第13条の2第1項に基づく交換分合を実施した場合に措置されるもの。 当該課税特例において、市町村が定める交換分合計画に基づき、土地の権利の移転等を行う土地の所有者の負担を軽減することにより、当該土地の権利移転にかかる合意形成等が促進され、農業振興地域整備計画で定めた農用地区域内農地(優良農地)の確保と有効利用に寄与した。	—